

静岡市建設業関連業務の委託契約に係る入札参加者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、静岡市が発注する建設業関連業務の委託契約に係る入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札の方法)

第2条 入札の方法は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による参加者の資格を定めて行う一般競争入札(以下「制限付一般競争入札」という。)及び指名競争入札のいずれかによる。

(入札方法の決定)

第3条 入札の方式は、原則として制限付一般競争入札によるものとし、次のいずれかに該当する場合は、指名競争入札とすることができる。

- (1) 特殊な技術等を必要とする業務
- (2) 競争に加わるべき者の数(認定者又は実績者)が、制限付一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合
- (3) 不良・不適格業者が参加するおそれがある場合
- (4) 過去の履行実績を特に勘案する場合
- (5) 特に小規模な業務である場合
- (6) 制限付一般競争入札に付する時間的余裕がないやむを得ない事情があると認められる場合

(入札参加者の選定順位)

第4条 入札参加者は、特別な理由がある場合を除き、入札参加資格の認定を受けた者のうちから、次の順位により選定する。

- (1) 静岡市内に本社、本店を有している者
- (2) 静岡市内に支店等を有し、当該支店の長等に入札及び契約に係る権限を委任している者
- (3) 前2号に掲げる者以外のもの

(制限付一般競争入札における選定基準)

第5条 業務の内容により、前条に規定する入札参加者の選定順位を踏まえ、発注業務ごとに適正な入札参加資格要件を設定する。

(指名競争入札における選定基準)

第6条 指名人の選定は、この基準に基づく方法によることを基本として、公正かつ公平に行うとともに、その選定経過等について客観性及び透明性を確保するものとする。

2 指名人の選定数は、次のとおりとする。ただし、これにより難いと市長が認める特別な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 1件予定価格が100万円未満の契約にあつては、3者程度
- (2) 1件予定価格が100万円以上500万円未満の契約にあつては、5者程度
- (3) 1件予定価格が500万円以上2,500万円未満の契約にあつては、7者程度
- (4) 1件予定価格が2,500万円以上の契約にあつては、10者程度

3 次に掲げる者は、指名人としなない。

(1) 次に掲げる期間内にある者

ア 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく入札参加停止の期間

イ 静岡市建設業者等選定委員会部会における指名除外措置要領（平成15年4月1日施行）に基づく指名除外の期間

(2) 前号ア及びイに規定する措置をとるために必要な調査の対象となっている者であつて、市長がその者を指名しないこととする必要があると認めるもの

(3) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するもの

4 指名に当たっては、指名回数、地理的条件その他次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) 当該業務を履行するに足る有資格の技術者が確保されているか否か。
- (2) 当該業務と同種の業務について、年間平均実績高、過去の業務経験その他の履行実績を有しているか否か。
- (3) 業務の手持状況から判断して、その市業務の履行が可能であるか否か。
- (4) 市業務履行中に監督員から改善の指摘を受けたことがあるか否か。
- (5) 市業務履行中に公衆又は業務関係者に対する事故を発生させたことがあるか否か。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。